

## 市へ提出する申請書等への押印を原則廃止します

中津川市では、市民や事業者の皆様の申請等の手続きにおいて、利便性の向上や負担軽減を図るため、市へ提出する申請書等への押印を原則廃止（押印の省略）します。

### ■押印の省略の時期について

令和3年10月1日から

※ 一部、既に押印の省略を実施している申請書等があります。

### ■押印の省略について

市民、事業者等が市に提出する書類において押印等を求めているものについて全庁調査をし、押印等の見直しをしました。

押印の省略を可とする申請書等	1, 368件 (90.1%)
引き続き押印が必要な申請書等	150件 (9.9%)
合計	1, 518件

### ■その他

押印省略の対象となっている申請書等について、既に配付されている様式等に押印欄があるものについては、押印せずにそのまま提出していただけます。

今後も省略が可能な手続きについては、適宜対応していきます。

### ■参考

引き続き押印が必要な申請書等について

- ・契約等に関するもの
- ・登記印、登録印による押印を求めているもの
- ・第三者による証明を求めているもの等

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原

電話：0573-66-1111（内線441）